

第1章 NPO法人制度の概要

特定非営利活動法人（NPO法人）とは

1. 特定非営利活動促進法(通称 NPO 法)の趣旨

特定非営利活動促進法(以下「NPO法」といいます。)は、福祉、環境、まちづくり等の社会貢献活動(法第2条第1項に規定する特定非営利活動をいいます。)を行う団体に対して、法人格を付与することによって、市民が行う自由な社会貢献活動の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与することを目的としています(法1)。

法人格を取得することにより、法人名義で契約行為などの主体となることができ、資産の保有等の財産管理ができるようになりますが、一方で、法人としての社会的責任や、法律上の義務を負うことになります。

更に、自らの情報をできる限り公開することを通して、市民の信頼を得、市民に育てられるべきとの考えがNPO法の特徴です。法人の信用は、行政の管理や監督によって担保されるのではなく、活動実績や情報公開等によって、法人自らが築いていくことを目的としています。

| | | | |
|------|---------|--------------------|---------|
| 主な経緯 | 平成10年3月 | 特定非営利活動促進法(NPO法)成立 | 12月1日施行 |
| | 平成13年 | 認定NPO法人制度 | 開始 |
| | 平成24年4月 | 改正NPO法施行 | |
| | 平成29年4月 | 改正NPO法施行 | |

2. NPOとNPO法人の違い

(1) NPOとボランティア団体

NPOとは「Non=非」「Profit=利益」「Organization=組織」の頭文字をとった略語で、一言で「営利を目的としない、社会貢献活動を行う民間の組織」と表します。

NPOが組織のことを指すのに対し、ボランティアは、よりよい社会づくりのために善意で活動する個人のことをいいます。ボランティアの活動が広がり、会名を付けたり名簿を作るなどして定例化してくると、組織体としてのボランティア団体と呼ばれるようになります。

NPOとは、民間の非営利組織全体を指すため、ボランティア団体もNPOに含まれるのが一般的です。

(2) NPOの概念

NPOとは非営利組織全体を指す言葉であるため、その意味するところが人により違う場合もあります。

①最狭義のNPO

- ・NPO法人
NPO法に基づく法人格を取得した団体

②狭義のNPO

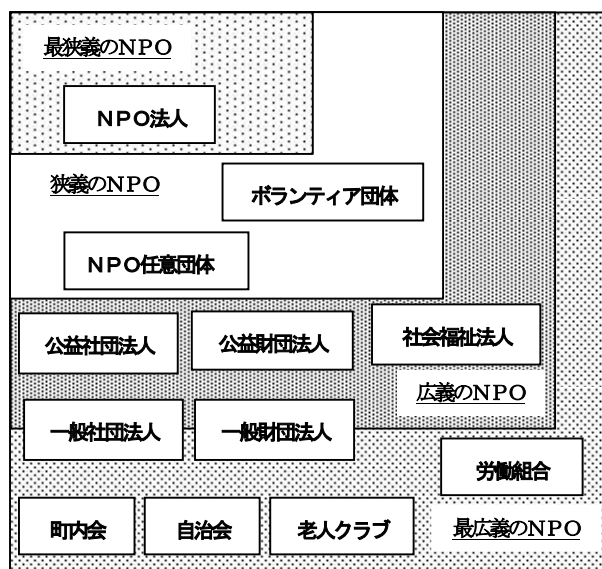
- ・①にNPO任意団体、ボランティア団体を含めます
NPOを表す上で最も一般的な使われ方です

③広義のNPO

- ・②に公益社団(財団)法人、社会福祉法人等を含めます

④最広義のNPO 一般社団(財団)法人

- ・③に町内会・自治会等の地縁組織等が共益活動だけではなく公益活動を行う場合を含めます



(3) 法人格とNPO法人

① 法人格とは (民法より)

権利・義務の主体となる資格を、権利能力又は人格といいます。自然人(生身の人間)は、出生によって当然に権利能力(人格)を取得しますが、団体(人の集合である社団と財産の集合である財団とがあります。)に対しては、法律の規定によって、権利能力が付与されます。法律の規定によって権利能力(人格)が付与された団体が法人であり、法人の権利能力(人格)が法人格です。

② NPO法人とは

様々な法人格が存在する中で、NPO法人とは、NPO法に基づき人格を付与された人の集合による社団を指し、正式には「特定非営利活動法人」といいます。NPO法人格を取得すると信用性が高まるなどのメリットがある一方で、様々な義務も生じます。

本書では、NPO法人、又は法人格の取得を検討される方々に対しての、事務の手引きとしてご活用いただけるように、解説を行います。